

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成24年4月27日（金）午後2時から午後4時10分まで

(2) 場所

大分地方裁判所大会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 6名

大分地方裁判所裁判官 真鍋秀永

大分地方検察庁検察官 田中宏明

大分県弁護士会弁護士 渡辺耕太

大分地方裁判所長 中谷雄二郎（司会）

2 議事内容等

別紙記載のとおり

意見交換会の議事内容等

1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：それでは、本日の意見交換会を始めたいと思います。

裁判員経験者の皆さん、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。裁判員制度の施行から3年近くが経過いたしました。大分でも既に裁判員裁判の審理が31人の被告人について行われており、733の方に裁判員候補者として裁判所にお越しいただきました。そのうち150の方に裁判員を、52の方に補充裁判員を経験していただいています。このように、多数の県民の皆さんに御協力をいただいていますが、本日の意見交換会は、これからも多くの国民の皆さんに安心して参加していただくことができるよう、裁判員を実際に経験された皆さんから、担当された具体的な事件に即して率直な御感想、御意見を語っていただくためのものです。

本日いただきました御意見は、今後の裁判員裁判の運営にしっかりと生かさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

なお、裁判員経験者のさんは、座席の順序に従い、番号で呼ばせていただきますし、事件も、あらかじめ付した番号により何号事件というように呼ばせていただきます。なお、5号事件は、お二人が経験されていますので、お二人からお話を伺いたいと思います。

2 裁判員経験者による概括的な感想

司会者：早速、始めさせていただきます。

裁判員経験者の皆さんには昨年10月から今年の2月まで行われました裁判員裁判に御参加いただきました。大変お疲れ様でした。判決の言渡しからしばらく経ちましたが、まず初めに、皆さん御一人ひとりから裁判員裁判に参加しての全般的な御感想、印象についてお伺いしたいと思います。

まず、1番さんからいかがでしょうか。

裁判員経験者1：初めてこういった経験をさせてもらったんですが、最初は出席する前にどういった内容で進められるかという不安がありました。経験がない、経験と知識がないということで不安がありました。参加してみて、検察側と弁護側の資料とかを参考に、若干分かりにくい場合は裁判官に教えてもらい、過去のものを参考にして、参加者全員でちゃんと取り組めた、うまく進行していったと思っています。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：もちろん初めてでございますが、こちらに伺ったときから終わりまで、裁判所の方が気を遣ってくださり、とてもリラックスできる雰囲気の中で話し合うことができ、思っていたより自分がすんなり意見が言えたのがよかったです。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：裁判員の通知が来たときには、まさか私がというのが率直な感想でした。先ほど御説明があったように、裁判員制度が始まって3年経過したことで、私の周りにも結構浸透しているのかなと思っていたんですけども、だれも経験している人がおらず、私が最初ということで、やっぱりちょっと不安というのが正直な気持ちでしたが、先ほど言われましたように、裁判所の方が懇切丁寧に接していただき、リラックスできて進行できたのかなと思っています。

司会者：ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：まず候補者に選ばれたという段階で、内心では一度やってみたいという気持ちがありました。最初は不安等があったんですが、思った以上に裁判所の方のフォローがありまして、2番さんが言わされたように、自分の意見を出しやすい雰囲気作りがあったと思っております。

私の担当した事件というのが、被告人が5人いて、区分審理とか、今まで聞

いたことのない言葉ばかり出てきたんですが、それについても裁判所の方のフォローがありまして、スムーズに審理ができたのかなと思っています。全般的には良い経験をさせていただいたというのが率直な感想です。

司会者：ありがとうございます。それでは、5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：裁判員制度が発足して、まさか私がなるとは思っていなかったんですが、まず、候補者になり、裁判員になった段階で、これも人生の中の一つの大きな経験だなということで、是非自分のためにも役立てたいと思って参りました。責任があるようなことについては難しいなという考えがあったんですが、最初の説明から、これだったら自分がしてもいいのかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。では、6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：全般的な感想は皆さんと同じです。自分としては被告人の立場に自分を置き換えて考えられたのでよかったです。けれども、ほかの方の経験された裁判の事案を見ると、難しい事件もあるので、大変だったんだろうなという感想があります。以上です。

3 裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見交換

(1) 審理について

司会者：次に審理の在り方について入っていきたいと思います。

今回、皆さんのが御参加いただいた事件の内容や争点、判決等に関する資料を作成し、裁判の際に配布された資料の写しも添付させていただきました。これを御覧いただき、当時の状況を思い出しながら忌たんのない御意見を承りたいと思います。

裁判員裁判が始まりまして、裁判所も検察官も弁護人もそれぞれに裁判員の皆さんのが十分理解いただけるように、分かりやすい審理というものを心掛けてきたつもりです。ところが、皆さんにも書いていただきましたアンケートの結果を見ますと、全国的にも大分に限って見ましても、審理内容の分かりやすさ、

法廷での説明等の分かりやすさに関する評価、要するに、裁判員や補充裁判員を経験された皆さんの中満足度が次第に下がりつつあり、裁判所として心配しているところです。裁判員制度というのは、裁判員の皆さんに審理の内容を十分御理解いただくことがその前提のはずだからです。

そこで、皆さん全員から、まず審理の在りよう、あるいは検察官、弁護人、裁判官の法廷での説明、主張、証拠調べの内容が十分御理解いただけたのかについてお伺いしたいと思います。もし改善すべき点があれば、積極的に改めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭陳述について伺います。冒頭陳述について、法廷での陳述だけでも十分御理解いただけたか、陳述の時間は適当だったか、プレゼンテーションの在り方は適切だったか、もし分かりにくい点があったとすれば、どのような点を改める必要があるかという点について伺いたいと思います。

まず1号事件を見ますと、検察官からの冒頭陳述要旨はA3用紙1枚になっており、朗読に15分を要しています。弁護人の冒頭陳述要旨はA4用紙1枚になっており、朗読に15分の時間を要しています。1番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者1：冒頭陳述の資料は、概略的なものは非常に分かりやすいものになっていると思います。少し分かりにくいところがあったとすると、殺人事件でしたので、なぜそういう犯罪に至ったのかというところを掘り下げていく上で、弁護人側からの資料が検察側と重なっている部分があって、弁護人から見つけられる部分が少ないのかなという感じは受けました。でも、全体的には、それを基に進めていくわけで、適当だったと思います。時間的にも、その後の話合い等がありましたので、適当だったと思っています。

司会者：内容的には、法廷で十分御理解いただけましたか。

裁判員経験者1：初めての経験でもありましたので、最初、この資料をもらったときにもちょっと情報が多いなと思ったんですが、その後に集まって、裁判員

の皆さんとそれを見ながら話していくので、適當だったと思います。

司会者：評議室に戻られて、皆さんと話される中で理解できたということですか。

裁判員経験者1：そうですね。それと裁判所のスタッフのフォローがありますので、分からぬ点とかを補充しながら進めていくので、よかったですと思っております。

司会者：ありがとうございます。次に、2号事件は、検察官の冒頭陳述要旨がA4用紙1枚、弁護人がA3用紙1枚になっています。陳述時間は検察官が10分、弁護人も10分ということで、争点が量刑のみという形になっていますが、2番さん、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：同じ10分とお聞きしましたけど、自分の中では、弁護士の方が多くお話しされていたような気がいたしました。検察官の方のお話、被害者側の気持ちをもう少し伺いたいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：言われているように、資料は非常によく分かりやすい資料だと思いました。と言いますのも、特に検察官の方が作られているものは、時系列にきちんと整理されていて、分かりやすく構成されていて、事件の内容が整理できたかと思っています。分かりやすさから言うと、専門的な文言があり、何だろうということで、そのときにはメモにとどめておいて、評議のときに裁判官の方に質問をぶつけて、疑問を解消させていただきました。ですので、私は、そういうやり方、資料等々含めまして非常によかったですと思っております。

司会者：3号事件は、責任能力とか訴訟能力とか、犯人性が争われたということでしたが、最初の冒頭陳述の段階で御理解いただけましたか。

裁判員経験者3：はい、分かりました。

司会者：ありがとうございます。それでは、4号事件について、4番さんに伺います。検察官はA3用紙1枚で40分間、5人の弁護人はそれぞれA4かA3用紙1枚の冒頭陳述要旨により5分ないし10分、長い方は20分、トータル

で60分陳述されたのですが、いかがでしたか。

裁判員経験者4：まず、検察官の資料が3番さんが言われたように非常に整理されていて、特に被告人が5名いた裁判においては全体像が分かったというところで、非常に有り難かったかなと思っています。

あと弁護側の資料についても、被告人1名は帮助犯か共同正犯かが争点でしたが、その共同正犯とは何ぞや、帮助犯とは何ぞやといったところをきっちり書いていただいて陳述されたということで、検察側、弁護人側ともに裁判員に分かりやすい資料作りをしているなという印象は受けました。説明時間は、弁護人側がちょっと短かったのかなという印象を受けました。

司会者：ありがとうございます。それでは、5号事件の関係で伺います。争点は量刑なんですが、検察側がA4用紙1枚で20分、弁護側が書面はなくて10分ということだったのですが、5番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者5：事実については確定しておりまして、量刑のみについての評議だったと思います。検察官の言っていること、弁護士の言っていることはよく分かるんですが、その間に大きな隔たりがあって、弁護士は刑期を短くし、執行猶予付きの話をされましたし、検察官は6年という話もされました。そういう中において、一体どの辺りが刑として妥当であろうかということを評議し、実刑3年という結論を出しました。以上です。

司会者：冒頭陳述は、法廷の段階で、十分お分かりいただけましたか。

裁判員経験者5：書類を読むだけで、争点は刑期の点であると、後は生い立ちとか、そういう状況の説明がほとんどでしたので、よく分かりました。

司会者：6番さん、いかがでしょうか。法廷で、冒頭陳述の内容が頭にずっと入りましたでしょうか。

裁判員経験者6：冒頭陳述の内容は資料と合わせてよく分かりました。

司会者：ありがとうございます。

冒頭陳述というのは、裁判官からも御説明があったと思いますが、証拠では

なく、あくまで検察官、弁護人の主張する事実です。これが単なる主張ということは冒頭陳述の段階でお分かりになっていましたか。

3番さんいかがですか。

裁判員経験者3：冒頭陳述は1日目にすぐに行われますので、緊張しているというのもありますが、大体こういうことなんだろうなということは分かりました。

司会者：どの辺りに争いがあり、どの辺りに争いがないのかということをお分かりになりましたか。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：冒頭陳述の時点では、ちょっとあんまり分からなかったと思います。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者2：証拠という重いものではなく、事実だと思いましたけど、その中に自分の中では証拠というものがあるのかなという部分もあったと思います。事実イコール証拠というのは、ちょっとあるのかなと思っていました。そして、検察官と弁護士の方との一つだけ争点になるものがあったと思います。それは分かりました。ここは絶対変わらないなというのは分かりました。

司会者：ありがとうございます。その争点が見えてきたときに、振り返ってみても結構なんですが、争点の整理の仕方、きちんと整理されているというふうに思われたのかどうか。もうちょっと絞り込んでもよかつたんじゃないかという思いはなかつたですか。4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：ほかの裁判員の方と休憩時間に話していたんですけども、検察側が冒頭陳述で非常に図式的に書かれていたものですから、これが事実なんだ勘違いをしていた裁判員もいたのは事実です。その後、各弁護士さんがそれぞれ被告の有利な点はこうですよ、事実はこうですよという冒頭陳述をしまして、それで、検察官の主張がすべてではないというのに気付いたというのが実際のところでした。争点については、評議室に戻って裁判長なりと協議する中

で、分かりやすくこことここが争点ですよというふうにいろいろ教えていただき、整理がついたというところです。

司会者：3号事件の場合には、かなり争点が多かったですね。争点の整理の仕方は適切でしたか。

裁判員経験者3：これも休憩室で裁判員の方々と話したことなんんですけど、書いている内容というのは、日常では多分目にしないような文言がぎらぎら並んでいましたので、ある程度の概要を法廷に入る前に聞いているものの、そこをかみ砕くのに必死だったと、私も含めてですが、それはございました。その冒頭陳述、法廷での審理が終わりまして評議室に戻って、休憩時間に皆で会話をするうちに、やっとこれはこうだなとかという話が出てきたというのがありました。ですので、ちょっと可能かどうか分からぬでけれども、冒頭陳述に入る前に、事件の詳細の話が聞ければ、もうちょっと理解がすんなり入れたのかなと思いました。今回難しいこともありましたので、特にそれは感じました。

司会者：ありがとうございます。

今度は証拠書類の方に入っていきたいと思います。

書類を法廷で取り調べたと思います。供述調書とそれ以外の捜査報告書とか実況見分調書とか鑑定書という書類もありますが、法廷でその朗読を聞いて、内容が頭にすっと入ったかどうか、法廷で得た理解によって十分評議に移れたかどうか。もし分かりにくい点があったら、どういう点があったかというところをお聞きしたいと思います。

これも1号事件から伺います。1号事件の場合、検察官からの証拠書類の朗読が合計時間60分ありました。1回途中で休憩が入って、捜査報告書が4通と、家族や被告人の供述調書が3通、それを合計して60分間、法廷で朗読されたのですが、すぐに頭に入りましたか。

裁判員経験者1：時間が長かったというのもありますて、一遍かみ砕いて御説明されていたというのもありますが、分かりやすかったとは思います。1号事件

の場合は、これも量刑が争点となる裁判をやっていたのですが、出生といった内容のことを説明するのがちょっと長かったと思います。内容はとても分かりやすく説明されていました。

司会者：この事件の場合、被告人の供述調書2通のほか、被告人質問を145分されています。被告人の供述調書を朗読されたときと、被告人質問をお聞きになったときと、どちらが頭に入りやすかったですか。

裁判員経験者1：質問の後の方が入りやすかったと思います。それまでに考えたり、話し合ったりして、新たに考え直したり、整理できている部分がありますので、その質問の後の方が入りやすかったと思います。

司会者：両方比較するとしたらいかがですか。つまり、被告人の供述調書という形と被告人から直接話を聞くという形と比較すると、どうですか。

裁判員経験者1：ちょっと難しいですけれども、やはり両方の方法で考えた方が整理が付きやすいですし、判断もしやすいと思うので、どちらかというのは難しいですね。

司会者：ありがとうございます。それでは、2号事件の関係について伺います。証拠書類の取調べは合計で50分です。検察官の証拠書類が6通あり、捜査報告書、被害者と被告人の供述調書、合計で50分かかっています。この証拠書類の内容は法廷での朗読ですと頭に入りましたか。

裁判員経験者2：入りました。評議の部分とまた検察官がお話しされたり、弁護人がお話しされたり。私の事件に関して、被告人の方がどうお話しされても心に響かないところがずっとあったんです。考え方の違いが男女は若干あるのではないかと思いました。

司会者：被告人の調書の朗読も被告人質問も70分ぐらいあったのですが、どちらが分かりやすかったですか。

裁判員経験者2：被告人の方が直接お話しそうな方が分かりやすかったです。

司会者：どういう点で分かりやすかったですか。

裁判員経験者2：話せば表情もありますし、気持ちというものが出てきますので、文章よりは分かる部分があったかと思います。もちろん文章でも理解はできる範囲はあると思うんですが、言葉で話した方が分かりやすいと思います。

司会者：ありがとうございます。3号事件の場合は、合計で検察官、弁護人を合わせて供述調書以外が30分、供述調書が35分の取調べがあります。これはいかがでしたか。

裁判員経験者3：今回の事件は、本人に責任能力があるのかというところが問題となりました。精神鑑定があり、その説明が今でもちょっと理解するのに苦労したかと思います。その中で、DNA鑑定とか、ぱっと見ただけでは分からぬい、先ほどと重複するかもしれません、こういう形が一致するからこうなんだよと、最低限のこれがこっちだから一致ですよとか、これが違うから違うんだよとか、そういうのがあったときも、やはり拒否反応といいますか、とつつき難い面が正直ございました。

司会者：この事件の場合は、被告人が法廷では話されなかったので、被告人では比較できないんですが、精神鑑定をされたお医者さんの証人尋問が185分あるんですね。それから先ほどおっしゃったDNA鑑定をされた技術員の方が60分、こういう方の法廷での証言と鑑定書という書類として出てくるものとの関係では、どちらが分かりやすいという感じがしますか。

裁判員経験者3：同一人ですよとか、同一人でないですよとか結果は出ており、それを裏付ける理由の説明がありまして、素人目には、あそこがこうなんだ、ああなんだと書かれている内容をそのまま鵜呑みにする、要は疑う余地がないといいますが、知識がないものですから、書かれればそうだということで、だから分かりやすい、分かりにくいというよりも、うなんだというところで、もうすっと受け入れざるを得ないのかなというところだと思います。

司会者：法廷でも、精神鑑定の関係ではスライドを使って説明がありましたね。精神科医の先生がそういうスライドをたくさん使って進められたというのは

分かりやすかったですか。

裁判員経験者3：それは分かりやすかったです。項目に分かれての説明もかみ砕いて、裁判員を意識していただいたというのは分かりました。

司会者：ありがとうございます。4号事件、これは被告人が多数ということもありまして、証拠書類としては、トータルで26通、捜査報告書とかたくさんあり、それ以外にも検察官の関係で被害者の調書とか取り調べられていますが、法廷で十分理解できましたか。

裁判員経験者4：被告人が多かったということもありまして、その場ですべてを理解できたかというと、恐らく頭が追い付いていなかったと思います。ですから、紙ベースで証拠としてもらった分については、後で見直せる機会等があったんですけども、スライドを使ったりとかした部分については、すべて記憶をしていたかというと疑問が残りますね。ただし、その手法についてはそれがベストな手法なのかなというふうに思っています。

司会者：被告人質問が5人合わせて780分、13時間ぐらいかかっているんですね。この時間の長さはいかがでしたか。

裁判員経験者4：時間については、十分だったと思います。ただ、それぞれ1日目は誰々さん、2日目は誰々さんという形で皆さんと同じ供述をすればいいんですけども、結構違う部分が、食い違う部分がありまして、最終的に誰がうそをついているのだろうという話になって、できればこういうふうに被告人が多数いる場合は、再度、判決を決める前の日に再質問という形を取らないと、あやふやなままに判断せざるを得ないと思います。その辺、改善できたらもっと良い判決が出せるというふうに思っています。

司会者：ありがとうございました。それでは、5号事件の関係で、5番さん、6番さんにお聞きします。5号事件では、検察側が供述調書4通と訪問介護を担当された方の調書と被告人の調書を3通調べたと思います。合計75分ですが、これは理解できたでしょうか。

裁判員経験者5：今、思い起こしているんですが、訪問介護の方の苦しみも十分理解すべきだというように思っているんです。その中で、調書については分かったのですが、被告人の方にも兄弟が何人かいる中でお話が聞けていない方もいるということも話の中で出てきたことがあるかなと今、思っております。

司会者：ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：自分が感じたのは分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。これも被告人の供述調書が3通に対して被告人質問が60分されているんですね。どちらが分かりやすいというふうに思われますか。

裁判員経験者6：文書で見るより口頭で答えられた方が気持ちが乗ってくるので、どちらかというと私の場合は、本人の言葉の方が信頼性が高いというのがあります。だからどちらがどうかというのではありません。両方必要なんじゃないですか。

司会者：3号事件の場合に、性犯罪の被害者を証人尋問したと思いますが、その方は証人尋問を受けることによって、かなり負担を感じておられるようでしたか。

裁判員経験者3：被害者の方は、顔が見えるし、そのときの事件を思い出させてしまうところはあるのかなと。特に裁判員の中で、女性がいらっしゃったんですけど、やはり同性としてはあの場で聞きたくないねと、そういうのはありました。ただ、男性からすると、ちょっと第三者的にというか、そういう形で聞けたんですが、それはちょっと感じました。

司会者：その証言は、この事件の真相の解明に役立ちましたか。

裁判員経験者3：この人がうそをついているかどうか、偽証とかそういうものも含めて、そういう気持ちで聞いて、信ぴょう性の判断に役立ちました。

司会者：ありがとうございます。

次に、検察官の論告、弁護人の弁論について伺います。検察官・弁護人がそ

それぞれ証拠調べの結果を踏まえて、犯罪事実が認定できるのかどうか、あるいは裁判所がどのような刑を科する必要があるのかが議論されます。論告要旨や弁論要旨がお手元にあると思うんですが、御覧ください。論告・弁論の法廷での陳述は、その場で十分理解できましたか。分かりにくいところがあったら、どういう点を改善すべきかをお伺いしたいと思います。

まず、1号事件ですが、論告がA4用紙1枚で陳述が20分、弁護側は、法廷では陳述が30分になってますが、双方分かりやすかったですか。法廷では十分頭に入りましたでしょうか。

裁判員経験者1：個人的には分かりやすかったと思います。

司会者：弁護側のA4用紙10枚は、かなりボリュームがありますが、法廷で十分理解できましたか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：ありがとうございます。次に、2号事件ですが、検察官の論告が10分でA4用紙1枚、弁護側も10分でA4用紙1枚と量刑分布表が1枚付いているんですが、双方の主張を、法廷で十分理解できましたか。

裁判員経験者2：そうですね。分かりました。

司会者：ありがとうございます。次に、3号事件です。この関係は論告が30分、紙にするとA3用紙で1枚になっています。弁護側が30分、A3用紙が4枚ということになっています。このときはいかがでしたか。

裁判員経験者3：これも先ほどの冒頭陳述と同じように、論告の方ですけれども、ちゃんと考慮がされて、こうだからこうです、だからこうなんですよという形でとても分かりやすい資料でした。一方、弁論ですが、3枚という形であったんですけども、1枚物の見渡せるような形の資料が一番分かりやすいというところで、どうしても弁護人さんの作られた資料というのが複数ページにわたつてなされていたので、全体像をつかむのに手間取ったというのがあります。一方、検察官の方が作られたのはA3用紙で大きくはなるんですが、1枚でまと

められていたので、分かりやすかったのは記憶しています。

司会者：ありがとうございました。4号事件は論告が60分、A3用紙で1枚、弁論が5人合わせて100分、それぞれA4用紙で、一番多かったのが12枚、一番コンパクトな方で1枚というような形になっています。法廷でかなり長い時間かかっているんですが、いかがでしたか。

裁判員経験者4：検察官、弁護人双方、争点がどこであって、我々はこう思うという形でまとめられていましたので、個人的には分かりやすかったと思っています。時間的には、若干弁護人側が指定されている時間内に終わっていなかつたのかなと思っていますので、ちょっと弁護人側にとっては少なかったのかと思っています。

司会者：ありがとうございます。では、5番さんと6番さんにお伺いしますが、5号事件はA4用紙で1枚、論告が20分、それから弁護人がこれもA4用紙が1枚で20分という形だったのですが、これも法廷でお聞きになって、すっと頭に入りましたでしょうか。5番さん、いかがですか。

裁判員経験者5：検察官の話は頭に入ったんですが、弁護人の方の話については、父親が酒癖が悪かったという話から、情状酌量という話が出たんですが、そういうものは、なかなか納得することはなかったと考えました。

司会者：分かりにくいというよりも納得し難いということですね。

裁判員経験者5：はい、そうです。

司会者：分かりました。ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：分かりやすさの点では分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。それでは、1番さん、アンケートの結果を見ていきますと、1号事件の場合に審理内容が分かりやすかったというお答えをいただいた方が比較的少なかったんです。それはどの辺りに原因があると思われますか。率直なところをお聞かせいただけますか。

裁判員経験者1：1号事件の場合、被告人質問に関して、同じような意味合いの

質問に対して、ちょっと違うような回答が出たりとか、その人の人格を疑うとか、本当のことを言っているのかなということもあって、供述とかが本当に正しいのかなと考えさせられる時間がありました。そういうことを考えていくと、出てきている資料はもっと詳しいものが欲しくなって、皆で話し合っていく上で、分かりにくいかという点が幾つか出てきたというのは事実です。

司会者：ありがとうございます。3号事件の場合、弁護人の法廷での説明等が分かりやすかったという方が比較的少なかったんですね。この関係はどの辺りに理由があったのかお分かりでしょうか。

裁判員経験者3：先ほどもちょっと話したのですが、まず資料のところで複数ページになってしまったというのがあるんです。あと実際、話す方の話し方、プレゼンテーションの仕方も、私が担当した事件の検察官の方の話しうりが心に訴えるというか、余りにも上手過ぎるときは、どうしても公平なジャッジをしているんですけども、ちょっと気を抜くとついつい検察官の意見に流されるというか、それぐらい弁が立つといいますか、一方弁護人の方もちゃんと話をされているのですが、余りにも検察官の方の話し方が上手だったので、恐らくアンケートの回答の結果としてそのようになったのではないかと思います。

司会者：被告人が法廷で無言だったということが、理解のしにくさというのにも影響がありましたか。

裁判員経験者3：それは関係ありました。検察官が質問しても私たちが質問しても弁護人の質問さえも無回答でございましたので、そこはあったと思います。

司会者：ありがとうございます。

(2) 評議について

司会者：評議につきましても、全国的に裁判員の皆さんのが満足度が次第に下がっていると感じています。例えば、評議における議論の充実度ということに関しても、十分に議論ができたという回答が少し下がっていますので、その観点で

お聞きしたいと思います。

これは全員からお伺いしたいと思うのですが、評議では十分意見を述べられたのか、あるいは評議の時間、休憩の取り方というのは適切だったのかどうかということをお伺いいたします。

では、1番さんからお願ひします。

裁判員経験者1：評議の時間等は、適切だったと思います。意見は、裁判に入る前に良い関係を作る、コミュニケーションを取りやすい環境作りに努められたので、とても発言しやすく、良い評議ができたと思います。自分の意見も言いやすかったです。

司会者：ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：もう1日欲しかったなという気持ちがあります。もちろん話しやすい環境ではありましたけど、言葉が少ない方は言葉が少ない。たくさん話せる方はたくさん話されるという感じだったので、もう1日あれば、もうちょっと、話合いができたかなと思いました。

司会者：評議には300分かけてあるんですが、それでもちょっと短いという感じでしたか。

裁判員経験者2：そうですね。2号事件は未遂でもありますし、そういう残酷なものでもないのかもしれません、皆さん、裁判員裁判でもし判決が下るのなら、やはり真剣に話し合って、その人の判決を評議しないといけないので、もう1日あったらもうちょっと皆さん意見が出しあえたかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：評議の時間等は十分あったと思います。裁判官の方のムード作りもありましたし、3号事件で裁判員の皆さん、ざっくばらんというか、アットホームな感じで友達感覚と言ったら変ですけど、気軽にいろんな意見も出させていただいたり、またその意見を裁判官の方も聞いていただいたら、とても話しやすい時間でございました。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：評議で、十分に意見を述べられたか、そういう環境であったかという点においては、私自身非常に自分の思っているところを発言できましたし、そういう雰囲気作りといったところも裁判所の方が気を遣ってされていたという印象がございます。ただ、先ほども言いましたように、私が担当した事件というのは、被告人が多いということで、すべての被告人質問が終わった後に評議するのではなくて、1人が終わったらその日の夕方に一度整理してまた次の被告人質問に臨むというような形をとらないと、なかなか最後になって、あれをあのとき聞いておけばよかったとか、そういったところを強く感じたところです。そういうところを加減した方がいいのかなと思っております。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：十分に時間はあったと思います。また、裁判官の良きリードによりまして、今日と同じように、何番何番という順番で意見を述べさせていただきましたので、良かったと感じています。

司会者：ありがとうございます。6番さん、評議の進め方、5号事件の場合に、アンケートでいろいろな御意見が出されているので、御意見をお持ちかなと思うのですが。

裁判員経験者6：確かに私も意見を出したような記憶はあるんですが。自分が受けた印象では、評議の進め方で、裁判官の方が誘導するかというと、誘導は全然しなくて、どちらかというとどうやったら進むのという感じで、ちょっと沈黙の時間もあったので、私の意見としては、もうちょっと誘導じゃないですか、方向性を示すのはあってもよかったですんじやないかと思いました。

司会者：つまり、評議の進行をきちんとした方がよかつたんじやないかと、そんな感じですか。

裁判員経験者6：そうですね。

司会者：ありがとうございます。裁判官は法律家の専門家として、法解釈あるいは

は手続について、皆さんに説明する責任を負っているわけです。こういう説明がきちんとされていたのかどうか、あるいはちょっと御指摘がありましたが、逆に裁判官が少ししゃべり過ぎじゃないかということもあったのか、その辺り、御意見のある方は遠慮なく、いかがでしょうか。2番さん、いかがですか。

裁判員経験者2：誘導ではないと思うんですが、一般市民が集まったときに、あつという間に終わったという感じでした。3日間で自分たちは十分理解しているつもりで毎日進んでいたんですけど、こういう事件では、今までの判例は大体こういうことですと、裁判官の方が教えてくださるんです。何も経験がない者として、それを参考にしあがむ部分はあったのではないかと。もちろん、参考までに教えてくださったんだと思うんですが、ちょっとそれを頭に置き過ぎる人もいるのではないかと思いました。

司会者：今のお話の関係で、恐らく量刑データをお示しした事例が多かったのではないかと思います。量刑データの示し方はいかがでしたか。

3番さん、どうぞ。

裁判員経験者3：量刑データは、とても参考になったデータだと思います。というのは、今回、強姦事件で、とても量刑の幅広いものに属しますし、実際、いろいろな刑が出るわけですが、それが本当に妥当なのかどうか、個人的に年数はこのぐらいと思っても、全国のデータと照らし合わせるとどう違いがあるか、そういう意味では、非常に役に立つデータの一つだと思います。

あと量刑データには絡まないのですが、裁判官の方から、どういう量刑ですかと尋ねられて、最後に、裁判官の方が私は何年だと思いますという形で意見を述べられました。気を遣っていただいたと思うんですが、それが最初に言わっていたら、皆さん、それがプロといいますか専門家の考える年数なので、こうした方がいいのかなと搖らいだりすると思い、最後ということでおかつたと思っています。

司会者：ありがとうございます。

(3) 判決について

司会者：それでは、判決についてお伺いします。判決文の内容を言渡しの前に確認されたと思うんですが、その内容は評議の結果が正しく反映されていましたか。

まず、1番さんからお願ひします。

裁判員経験者1：十分反映されたものがありました。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：いろいろな意見があり、これが裁判員裁判の制度だなどと自覚をしております。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：評議の結果には、自分の意見が反映されていたんですけども、今回の被告の方が一切話さなかつたというのは、先ほど申し上げたんですけども、その評議の中で、もし被告人の方の発言とか思いとか、そういうのをもし聞けたならばというところは、仕方ないんですけども、相当気になったところではあります。

司会者：ありがとうございます。では、4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：判決の内容は、裁判員6名、いろいろ話し合って出した結論です。十分に反映されたものと思っていますし、判決文をここはこういう文言にした方がいいんじゃないですかということも取り入れていただいておりますので、その点を踏まえて十分反映されたものではないかと考えています。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：十分に反映されたものと思っています。

司会者：ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：裁判員の意見が反映された結果だと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

(4) 区分審理及び主観的併合について

司会者：これから4号事件について伺います。これは区分審理が先行して、その結果を部分判決という形で取り込んでくるわけですが、最初の公判手続の更新ということで、部分判決の内容、そこで取り調べられた証拠の取調べということがあったと思うんですね。これは十分御理解いただけましたでしょうか。

裁判員経験者4：その場ではよく分からなかつたです。後から、公判が進むにつれて、いろんな説明を受けながら理解したというのが実際のところです。

司会者：こんなところを改めたらよいのではないかという点はございますか。

裁判員経験者4：個人的な意見なんですが、要は裁判員の資質が大きいのかなと思いますし、それを私が理解できなかつたのは私の責任かなと思っていますが、ただ、こういう複雑な事件の場合は、もう少し詳細な説明時間とか、基礎知識を教えていただけるとか、そういう時間を持つていただけるとよかつたのかなと思っています。

司会者：部分判決というのはどういう役割を果たすのか、前に調べた証拠を取り調べるというのはどういう意味を持つのかということが、理解しにくかつたということでしょうか。それと評議の関係でいいますと、御自分が立ち会われた事件と立ち会われていない別の事件ですね、一緒に最終的にトータルで評価される、こういう少し特殊な評価の仕方なんですが、これをされた率直な御感想はいかがでしたか。

裁判員経験者4：そうですね。それぞれでそういうものだなというふうに思っていまして、量刑を決めるときは、その前の事件を幾らかプラスにするのかというところで判断したということで、実際、裁判の行われた事件自体については、本人からいろんな話を質問等で聞いたわけなんですけれども、恐らく弁護士さんが被告人に対して有利な質問とか、そういうところでどうしても被告人に感情が流れやすいという状況はありました。ただ、前の審理された事件等を

勘案して、ちょっとと言葉は悪いんですけども、そういういた感情に流されではいけないというところで、判決を下しました。

司会者：ありがとうございます。もう一点、先ほどからお話が出てますが、被告人が5人ということで、5人の事件を並行して行ったんですが、整理はうまくいったでしょうか。

裁判員経験者4：先ほどから申し上げているんですけど、それぞれの言い分が違ったものですから、最終的に評価する中で、この人とこの人の言い分が違うということで、再度、きっちと質問等を整理する時間が必要となるというところです。

司会者：それは評議の場で整理をするということでしょうか。それとも審理の段階で、きちんと整理をしてそれを評議に上げるという、どちらの段階、それとも両方の段階で整理が更に必要だということでしょうか。

裁判員経験者4：まず被告人質問をしますよね。要はその日に、その人の言い分を基にきちんと整理をして、また次の日に整理をして、またそれを積み重ねて、最終的にこことここはおかしいなというところが分かってくると思いますので、それを受けて、もう一度5人全員に再質問する。それを見て評議するという形が望ましいのかなと。

司会者：ありがとうございます。

4 守秘義務について

司会者：では、守秘義務に対してお伺いします。守秘義務の趣旨については、裁判官からその際、説明があったと思いますが、内容や趣旨が十分御理解いただけたのか、裁判官から分かりやすく説明を受けることができたのか、また、守秘義務があることによって、皆さんにとって良かった点、あるいはこういう点は不満だという点、それぞれあれば教えていただきたいと思っています。

1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：裁判官の方が分かりやすく説明をしていただいて、趣旨といったものは十分理解することができました。良い点と悪い点は、ちょっとそこは分からないですけども、考え方だと思うので、特に悪い点というものはなかつたと思います。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：一番最初に文書をいただいたときに、冊子等、DVDをいただいて見たりしたんですが、守秘義務については最初から何も言えないと思えばいいと思いました。こういう制度ができたときに、もし万が一自分にそういうものがあったら、言ってしまうんじゃないかという思いがあったんですけど、実際、自分に来たら言わないものだなと思いました。もちろん守秘義務があることを御説明はいただいたんですけど、結果的に何も言わないことが自分に対して一番楽だなと思いました。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：守秘義務の趣旨というのは、自分は理解できます。良い点、悪い点というか、実際、妻も家族も興味津々といいますか、聞いてくる者もありますて、一応説明は聞いているんですが、どこまでがOKでどこまでがNGかと、グレーゾーンの見極めが難しかったのと、今回、私が担当した3号事件が強姦ということもありましたので、どうしても女性の意見というのを内容に触れない程度にどうかとか、どこまで言っていいのか、そういうところでは難しいところがございました。

司会者：ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：守秘義務の趣旨については十分理解できました。良い点、悪い点とあるんですけれども、私の担当した事件というのは暴力団絡みでございましたので、守秘義務があるということは非常に心強いというか、良いことなのかなと思っております。

司会者：ありがとうございます。それでは5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：趣旨もよく理解できましたし、この裁判の内容についてはその日の夕方の新聞等に出てるものについては、これは公開できるものなのか、それ以外は駄目なのかなということで、十分に分かりました。

司会者：6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：説明等に関しては、分かりやすい説明を受けました。ただし細かいことはよく分からないので、しゃべらないようになってしまったという点は良いのか、悪いのか、ちょっと判断できないんですけど、そういうのは感じます。

司会者：それは精神的には負担ですか。

裁判員経験者6：負担ではないんですけど。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス

司会者：多くの貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。裁判員裁判はこれまでおおむね順調に運営されているものと考えております。これも参加いただいた多くの皆さんを含め、献身的な御尽力、御協力の賜物と感謝しております。今後とも適正な裁判員裁判を実現していくためには、これまで同様に、国民の皆さんに御協力いただくことが必要になるかと思います。そういう観点から、裁判員の先輩として、これから裁判員になろうとする皆さんに対するメッセージをお一言ずつお聞かせいただければと思います。

1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：私は最初に文書が届いたときに、できれば参加したくないと考えていましたので、ついに来たかという感じだったんですけど、いざ出るに当たって、それなりに責任を持ってしなければならないので、そういう意思で参加しました。その中で、こういう貴重な経験ができたのは本当になかなかできないと思うので、人生の糧になるのかなと思いました。また、こういう裁判なんですかけれども、その人の人生にかかわる部分に触れて、判決を出していくという

ことに立ち会わせてもらった経験というのは貴重で、こういうものに立ち会って意見をしていくというのはとても大事だと思いましたので、皆さんも積極的に出ていただいたらと思いました。

司会者：ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私は主婦でありますので、選ばれた方の環境、家族とか職場とか、そういうものの理解を得られれば、是非経験なさったらと思います。そして、私の感じたことは、大きな罪であろうと軽い罪であろうと、判決に携わるということが、真剣に考えれば考えるほど後を引く部分があるので、私は、かなり前のことではありますが、ふと証人の方の顔がよぎるときがあります。多分一生に1回か2回のことですが、その思いも忘れないと思います。この経験をすることがとても貴重なことだと思いますので、環境の許す方は、選ばれましたらなさった方がいいかと思います。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も皆さん同様、最初、選ばれて通知が来て、宝くじが当たるよう、確率的に低いですが、選ばれればなろうと思っていました。何らかの形で自分が罪を犯すとかそういうことがない限り、裁判所とかはなかなか縁がないところでございましたので、事前に下調べとかした方がいいのかなとは思っていました。でも実際来て、全くそれは必要ない。予備知識とかそういうものも、ぱっと裁判所に来て、そのまますっと入れる、分からぬことがあればその際に、裁判官の方に教えていただけます。その点では、気構えするということはないかと思います。自分一人で決めるわけではないのですが、どうしても判決を決める、一人の方の人生を、要は方向性を決める重大な1票といいますか、その部分でものすごくナーバスになりましたけれども、その分、逆にしっかりと評議なり、審理をしなければならない。それが結果的に自分でとてもいい経験になりまして、そういうことでは大変有意義な制度かと思います。

司会者：ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：これから裁判員となられる方へのメッセージということで、個人的には非常にいい経験になったということと、皆さんお話ししているように、何ら気構えることなく、要はここに来ていただければスムーズに入り込めるというところ等々でいい制度でもありますし、是非参加していただきたいと思っています。以上です。

司会者：ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私の考え方としましては、判決というものを評議して決めるわけでございます。その中で自分の意見が反映されないということもあるかと思いますが、出る意見と判決の部分について、私はできれば国民として、裁判員になった限りはきっちつとするべきであろうかと思いますが、その人の一生を決める部分も多大にあると思うので、ならないので良いのであればならないという考えを持つ方もいるのではないかと思っております。

司会者：ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：裁判員に選ばれて、裁判に関する興味が大きくなつて、良かつたのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

裁判員裁判を日常的にやっております法曹三者の皆さんからも、これから裁判員となる方に対するメッセージをいただきたいと思います。

まず、真鍋裁判官、いかがでしょうか。

裁判官：今日は本当に貴重な意見を伺わせていただき、ありがとうございました。最後のメッセージについても、2番の方が非常に重たい、一生忘れられない、それでも貴重だというふうにおっしゃっていただいた、また6番の方が、裁判に関する関心が増したということを御発言くださいました。こういうことは、刑事裁判に携わっている身として、非常にうれしい、心強い思いがしました。守秘義務という微妙なところもありますが、感じられたところを述べていただくの

は結構かと思いますので、いろんなところで今回の経験をお話しいただきたいと思います。多くの方が裁判に関心を持って積極的に関与していただくよう御協力いただければと思います。本日は、本当にありがとうございました。

司会者：田中検察官、いかがでしょうか。

検察官：本日はどうもお疲れ様でございます。裁判への市民参加という裁判員裁判の制度趣旨からいいまして、経験者の皆さん方の御意見を今後の裁判員裁判の運営、改善の重要な参考にする必要がございます。検察官といたしましては、経験者の方々や今後裁判員になられるだろう方々の御意見を参考にし、かつ、被害者や参考人の負担、心情など、刑事裁判をめぐる様々な環境にも十分留意しつつ、刑事裁判をよりよいものにする努力を続けていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

司会者：それでは、渡辺弁護士、いかがでしょうか。

弁護士：皆さん、今日は本当にありがとうございます。皆さんのお話を伺って、裁判員として本当に真摯に取り組んでいただいているのだなということに敬意を表するとともに、本当に感謝したいと思います。また、本日の話につきましても、弁護人の立場からお伺いしても、有益な御意見や御感想がたくさんありましたので、これは弁護士会に持ち帰って、今後の個々の弁護士の弁護活動に生かしていきたいというふうに考えております。

今年は、裁判員裁判が始まって3年ということで、法律に定められている見直しの時期になっております。大分県弁護士会でも、昨年の12月に裁判員裁判の見直しを求める意見書というのを提出しております、裁判員裁判それ自体について、例えば被告人の手続の選択権を認めること、あるいは今日もお話が出てきましたけれども、責任能力を争う事件や性犯罪に関する事件を裁判員裁判の対象から外した方がいいのではないかといった提案をしたり、あるいは裁判員裁判に限らず、刑事事件について取調べ過程の録音、録画であるとか、速やかな全証拠の開示などといった手続的な改善を求めるなどしているところ

であります。

本日御参加の皆さんや、あるいは今後裁判員になられる皆さんにつきましても、この裁判員裁判の見直しについて、是非興味を持っていただいて、御意見などをいただければというふうに思っております。

司会者：ありがとうございました。

6 質疑応答

司会者：では、記者からの質問をどうぞ。

時事通信社：まず、私から代表質問をさせていただきます。先ほど話にありましたが、今の対象事件の見直し、裁判員裁判制度の見直しの時期に入ったと思いますが、例えば、性犯罪や責任能力の争いがある事件について対象にすることなど、対象事件の見直しについてどのように思われるか。1番さんから順番にお伺いできますでしょうか。

司会者：1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：性犯罪と責任能力のある裁判についてですが、やはり専門知識がないので、参加するのも不安があります。実際やっていって、判断する資料がそろえばいいのですが、そろわない事案等もあると思いますので、専門的な知識のある方にお任せしたいというのは正直あります。でも実際、裁判員裁判の制度ができて、それで切り離してしまうのもどうかなというのは個人的な意見としてあるところです。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：性犯罪という事件にたまたま自分もし当たっていれば、母親ですし、娘もありますので、受けることができなかつたかもしれません。そのときにそういう理由でお断りができるのだろうかというのも不安ですし、そういう犯罪だからこそ一般の母親とか女性の意見が反映されるべきだとも思いますが、もし自分にそういうものが当たれば、自分が参加できないかもしれません

いという思いがあります。

司会者：ありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私はまさにその事件を担当させていただいたんですけど、率直な個人的な意見として、関わりたくはないのが正直な意見でございました。といいますのも、精神の専門医の調査内容、また資料、DNA鑑定等々を含めて、どこまで裁判員がその情報を取り入れができるのか、そこがものすごく苦労しましたし、果たして本当に個人個人がその資料をいただいて、それを見た上で、どこまで理解しているのかというのはものすごく悩んだところあります。でも、とても資料的には分かりやすく、他の事例等が書かれています、分かりやすく書かれた資料でございましたので、判断する上で、支障があったとかはありませんでした。鑑定とかはプロの方がされるので、プロの方が鑑定する内容に誤りがあるとか、まだ十分に調査し切れないとか、そこはそちらの方にお任せして、あくまでも裁判員、裁判官を含めてですけれども、出された資料でもって、公正なジャッジができるのであれば、私は今後の裁判員に責任能力の争いがある事件を含めても良いのではないかと思いました。

司会者：ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：今の問題なんですけれども、国民目線で判決を下すという点では、裁判員制度で扱ってもいいのかなど、男性だから言えることかもしれないのですけれども思います。ただ、強姦事件等については、被害者の方がどう思うかが重要なと思っていまして、それは今までの制度でしたほうがいいのか、それとも裁判員制度で判決を下されたほうがいいのかというところは、やはりそういう被害に遭った女性の意見を反映して決めるべきなのかなというふうに思っています。

司会者：ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：なかなか難しいなと思うのが、この強姦事件の関係だと思いますし、先ほどちょっと話がありましたように、1号事件については、同じ殺人

事件で懲役10年の求刑をされて6年、強姦関係は懲役10年の求刑に10年という判決が下ったわけですが、これはどうなのかというのを、現実に立ち会ってみないと分からぬというのが事実ではなかろうかと思いました。

司会者：ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：今言われている強姦等の事件については、ちょっと考えが余りなかったので、意見が出ないですけれども、自白している事件と否認している事件とでは、全然難しさが違うので、その辺を検討材料として挙げた方がいいのかなと思います。

司会者：ありがとうございます。

時事通信社：ありがとうございました。先ほど話が出ましたが、守秘義務の話や裁判員をするに当たって、何日間か裁判のためにふだんの生活から離れたことで、何か困ったことがあった方はいらっしゃいますでしょうか。1番の方からお願いします。

司会者：いかがでしょうか。

裁判員経験者1：特に何もありませんでした。職場は早めに連絡をしていたということもありまして、義務的なものもありますので、会社からも行くように言われました。特に問題はありません。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：特にありませんでした。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私の会社も何名かの裁判員の方がいらっしゃって、会社的にもそういう制度を公休という形の制度がありましたので、会社的にはスムーズにいきました。とはいっても、現場でのチームを組んで仕事をしているので、やはりどうしても周りに、私の担当の仕事がその期間は振り分けられてしまうので、特に1週間強ありましたので、周りに対しては負担をかけたかなと。周りにサポートしていただいたので、気持ちよく裁判員に参加することができました。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：職場のバックアップがあったということで、特に問題はなかつたということと、私の職場はすぐ近くにあったものですから、この裁判が終わって、職場に帰って仕事ができたというところがありますので、個人的には問題がなかったのかなと。ただ、遠方から来られている方もいましたので、その辺の方はどうだったかというのは、個人的には感じました。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：周辺も理解しておりますし、問題は一切ありませんでした。

司会者：ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：全く問題ありませんでした。

テレビ大分：裁判員制度がスタートしてから、裁判員の方に予断を与えない報道というふうに言われている部分もありまして、捜査機関が情報をある意味で出さなくなつた部分というのを感じていて、皆さんのが実際に裁判を受ける前に見た報道が、皆さんのが判決を出すに当たつて、何か影響を与えた部分というのはあるんでしょうか。先ほど、情報は事前にあった方がいいと言われた部分もありましたので、報道で確認する、すごくいい部分もあると思うんですけども、逆に報道で惑わされたとか、迷わされたという部分を感じた方がいらっしゃつたらお願ひいたします。

司会者：1番さん、事前に御覧になった、あるいは裁判所に来られるようになってからの報道で、影響はありましたでしょうか。

裁判員経験者1：事前に報道で私の1号事件に関しては、拝見させていただいたのですけれども、これは今回の裁判で左右されるということはなかったです。やはり詳細が出ていないので、参加しなければ判断材料が少なかったというのがいい点だったと思います。報道で細かい点がたくさん出ると、かなりどちらかに偏った意見になることがあるのかなという印象もあります。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私の事件の場合、この事件が起きたときに、新聞で自分のところに入っていたと思うんですね。そのときの新聞の内容から自分が判断したときに、どうしようもない息子をやむにやまれず父親がこういう事件を起こしたのかなと、ただ単純に思って、ただそこだけを読み過ごしたんですが、実際自分が担当しますと、その事件に関する背景が、自分の思っていたことと全く違っていたので、より一層自分は一生懸命考えなくちゃいけないというふうに思いました。だから、事前の新聞の記事の影響があったんじゃないかというと、自分の軽い判断が通り過ぎてしまうのが、恐ろしいことだなと思いました。そういう面では影響があったかと思います。

司会者：ありがとうございました。要するに、事前の報道について判断したのではなくて、法廷で得られた部分について判断されたということでよろしいですね。3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も2番さんと同じで、事前に情報があると惑わされるのかなと思いまして、その記事を見かけたら見ないようにして、あくまでも法廷、こちらに来たときの情報で判断しました。もし見ていれば、多少必ず影響はされるのではないかと私は思います。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：この事件は報道で私は見たことなかったものですから、全く影響していないということです。ただ、一般論としては、例えば、報道特集とか、大々的に取り上げられる事件等については、かなり影響されると思います。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私は報道をそのとき見ておりませんが、影響はされなかつたと思います。

司会者：6番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者6：4番さんと一緒にです。

司会者：ありがとうございました。

NHK：大分では、まだないんですけれども、裁判員裁判でも死刑について判断しないといけないというのは当然あると思うんです。実際、皆さんにされた事件ではそういうことはなかったと思うのですが、死刑について、裁判員裁判にしたことについて、何か御意見があればお願ひいたします。

司会者：死刑が、裁判員裁判の中で、一つの課題になるようなことについて何か御意見がある方がおられましたら、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：判決をするのは大変難しい状況じゃないかと思います。ただし、死刑というものについてですが、人を殺したというような状況であろうかと思うんです。また社会に重大な影響を与えたというようなことではなかろうかと思いますが、ある程度、はっきりとした事実があれば、それに応じた罰というのがあっていいのではないかと。死刑廃止論はありますが、私は死刑というが必要なんじゃなかろうかと考えております。

司会者：ありがとうございました。

3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：ちょうど裁判所から案内が来たころ、別府の温泉の犯人が逮捕されたのがありました、殺人事件なんで、死刑になるような判決の裁判員をするのかなと思っていました。やはり人の命を左右することですので、ものすごく精神的不安というのは正直ありました。実際に裁判員裁判を経験したことすれども、どんな罪でも、公正に罪の大きさにとらわれずにしていかなければいけないし、そうしなければいけないと思いますので、私は、死刑制度も裁判員裁判として扱うべきだと思います。ただ、さっき言った裁判に臨む前の不安、そこの課題というのは残るのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

共同通信社：先ほどの質問と関連して、もしもあなたが御意見があればと思って質問させていただきます。先ほど裁判員裁判に臨むに当たって、事前に報道でのニュースを見た場合に、影響されるかもしれないというふうにおっしゃった

方が何人かおられたかと思うのですが、もし新聞記事やテレビ報道の中で具体的にこういう部分について耳にすることがあると、ちょっと判断に惑わされてしまうのではないかという点があれば、教えていただきたいと思います。例えば、逮捕されたときの供述内容とか背景説明というのは、どうしても報道の中で組み込んでいきたいというふうに考えております。ただ、そういった中で、皆さんが感じる影響というものがあれば、どういったふうに感じられるのかというのを御意見があれば教えていただきたいと思います。

司会者：今の質問に対して、何か御意見がある方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：事実だけを淡々と報道するのであれば、何ら問題はないと思いますが、例えば、そこに局の主観とか、そういったところが入ってくると影響されやすいのかなと思います。

司会者：ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私は、決して前の報道に影響されたわけではなく、前の報道を見たときに、見出しが父親が子供を刺すという小さい記事だったので、自分で勝手に、こういう事件だろうと作ってしまったんですね。実際自分が裁判員裁判を経験していますと、自分の思っていたのと全く逆の家庭環境でした。息子は一生懸命働いたのに、家族がそれに協力しなかったという感じで、自分の判断とは全く違う内容でした。裁判員裁判に選ばれて、判決を出すときに、事前の情報というのは全く関係ないと思います。そこで話し合った何日間の中で、皆さんが一生懸命考えて判断されることではないかと、私は思います。

司会者：ありがとうございました。

長時間にわたり本当にありがとうございました。今日、いただきました貴重な御意見は、法曹三者として真摯に受け止め、それを参考とさせていただきながら、裁判員裁判をよりよく、参加しやすく、しかも分かりやすいものにしていきたいと思います。本当に、御協力ありがとうございました。

以上